

議会案第1号

階上町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び階上町議会会議規則第14条第2項の規定により、次のとおり提出します。

令和8年6月12日提出

提出者	階上町議会議員	大江和夫
賛成者	階上町議会議員	百目木和俊
賛成者	階上町議会議員	小坂正年
賛成者	階上町議会議員	渡部高明

階上町議会議長 長根岩夫 殿

階上町議会会議規則の一部を改正する規則

階上町議会会議規則(昭和62年階上町議会規則第14号)の一部を次のように改正する。

目次中「第101条」を「第101条の2」に、「第129条」を「第128条の2―第129条」に改める。

第2条第2項中「6週間」を「8週間」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項に規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第32条に次の1項を加える。

- 4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第85条中「第32条」を「第31条まで、第32条第1項から第3項」に改める。

第11章中第101条の次に次の1条を加える。

(資格決定の通知)

第101条の2 法第127条第3項の規定のより準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第103条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第19章中第129条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第128条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第21条、第91条第1項、第92条第1項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機(入出力装置を除く。)による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示したものの閲覧若しくは当該事項についての当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置を採るとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置が採られた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちに原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

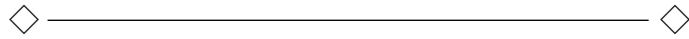
(電磁的記録による作成等)

第128条の3 この規則の規定(第29条第1項(第85条において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、女性・若者がより働きやすい議会とする観点から産前産後期間に係る欠席届の対象を産前 8 週間に改めるほか、現在の社会情勢等に照らし所要の整備を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

第 120 条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。

▽階上町議会会議規則

(議案の提出)

第14条 法第112条の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。